

町田デザイン&建築専門学校同窓会会則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は「町田デザイン&建築専門学校同窓会」と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦と向上を図ると共に、母校の隆盛・発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 町田市森野1-27-18 町田デザイン&建築専門学校内に本会の事務局を置く。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 会報の発行
- ② 会員名簿の調整
- ③ 総会及び親睦交流を図る各種会合の開催
- ④ 母校の事業の支援
- ⑤ その他本会の目的達成に必要な事業

第二章 会員

(会員資格)

第5条 本会は次の資格を有する者をもって構成する。

- ① 会員 町田デザイン&建築専門学校、町田・デザイン専門学校、町田・工科ビジネス専門学校の在校生並びに卒業生（在籍した者を含む。）
- ② 特別会員 本条第1項①に掲げる学校に在籍した現旧教職員
- ③ 賛助会員 本条第1項①に掲げる学校に関連する企業または個人
- ④ 承認会員 町田デザイン&建築専門学校に功労あるものとして役員会の承認を受けた者

第三章 役員

(役員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

- ① 名誉会長 1名
- ② 会長 1名
- ③ 副会長 4名
- ④ 会計 1名
- ⑤ 会計監査 2名
- ⑥ 事務局長 1名
- ⑦ 常任委員 若干名

2 本会の会務の必要に応じて顧問をおくことができる。

(任期)

第7条 役員は任期はすべて5年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員はおのおのその前任者の在任期間在任する。

(役員の仕事)

第8条 本会の役員は次のような任務を行う。

- ① 会長は役員会を招集し、会務を統括し本会を代表する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長不在若しくは事故ある時は、その任務を代行する。
- ③ 会計は本会の会計業務を担当する。
- ④ 会計監査は本会の会計を監査するものとし、役員会に出席し、意見を述べるができる。
- ⑤ 事務局長は本会の事務の運営を統括する。
- ⑥ 常任委員は、本会の会務を分割担当する。

(役員を選出)

第9条 町田デザイン&建築専門学校校長を名誉会長とする。

2 会長は、総会において会員の中から選任し、副会長・会計・会計監査および事務局長は、会員の中から会長が指名する。また、常任委員は同窓会委員の中から会長が指名する。

3 顧問は役員会の推薦により会長が委嘱する。

第四章 会議

(総会)

第10条 総会は定時と臨時に分かれ、定時総会は原則1年に1回会長がこれを召集する。

2 定時総会は、次の事項を協議する。

- ① 会則の改廃
- ② 役員を選出
- ③ 会計監査報告の承認
- ④ その他役員会において本会の運営に必要なと認める事項

3 会長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

4 総会においては会長が議長となり、副会長を副議長とし本会の目的達成のために特に必要と認めた事項を審議する。

5 本会の会議の議決は、出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は会長、副会長、会計、会計監査、事務局長、常任委員で構成し、総会に付議すべき事項その他について協議決定する。

第五章 会計

(本会の経費)

第12条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第13条 会費は終身会費とし、会員は金1万円、特別会員は金2万円、賛助会員は法人・団体は金10万円、個人は金5万円を第4条に基づいて入会申込時に全額納入するものとする。

ただし、第5条第4号に該当する者は会費納入の義務はない。また、一旦納入された会費は返還しない。

- 2 会費は経済事情の変動、その他の理由により必要ある時は役員会において変更することができる。
 3 本会運営上必要な時は、会長は役員会での過半数の承認を得て臨時に会費を徴収することができる。

(会計年度・予算および決算)

第14条 本会の会計年度は毎年2月1日より翌年1月31日までとする。

- 2 役員会は2月中に前年度の決算および当該年度の予算を作成し、会計監査の監査を経た上総会の承認を得なければならない。

第六章 同窓会委員

(同窓会委員)

第15条 本会の会務の遂行に当たって次の委員を置く。

①同窓会委員

(委員の任務)

第16条 委員は会員との連絡に当たり、本会の活動に務める。

(委員の選出)

第17条 委員は各年度各組より2名選出して、会長が指名する。

第七章 その他

(会員特典)

第18条 別表に定める会員特典については、第5条1号に該当する者(在校生を除く)に付与する。

(機密保持)

第19条 会員は、本会で知り得た会員の個人情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

第20条 会員は、氏名、住所及び職業等を変更したときには、速やかに事務局に届け出なければならない。

第八章 細則

(会則の変更)

第21条 本会則は総会において出席者の3分の2以上の同意があるときは変更することができる。

- 2 前項において変更された会則はすみやかに会員に報告されなければならない。

附 則 本会則は平成21年4月1日より施行する。

- 附 則 1. 本会則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。
 2. 本会則は2012(平成24)年4月1日より施行する。
 3. 本会則は2019(平成31)年4月1日より施行する。
 4. 本会則は2022(令和4)年4月1日より施行する。

別表

特典の内容	備考欄
卒業証明書の無料発行	発行手数料、郵送代を同窓会が負担する。
指定科目修得単位証明書・卒業証明書の無料発行	発行手数料、郵送代を同窓会が負担する。
キャリアセンターの利用	求人情報閲覧、就職相談等を可能とする。
パソコン室の利用	放課後等、授業に差し支えない時間帯のみ利用可能とする。
工房室の利用	放課後等、授業に差し支えない時間帯のみ利用可能とする。
ポートフォリオのチェック、アドバイス、相談等	
まんが・コミックイラスト投稿作品等のネームチェック、アドバイス、相談等	
検定試験の団体受験申込	在校生が検定試験等を団体受験する場合、同じく団体受験者として申込可能とする。
産学展への作品出展と模擬店参加	
家族奨学金制度の適用	同窓会会員の2親等以内の親族に町田デザイン&建築専門学校の家族奨学金制度が適用される場合、その免除額(10万円)の一部(37,500円)を町田デザイン&建築専門学校へ寄付する。
町田デザイン&建築専門学校卒業時に記念品授与	同窓会会員が町田デザイン&建築専門学校を卒業する際には記念品を付与する。
町田デザイン&建築専門学校卒業時の表彰	同窓会会員が町田デザイン&建築専門学校を卒業する際には成績優秀者等に同窓会長賞を授与する。